

令和8年度(令和7年分)

市民税・県民税 国民健康保険税

申告の手引き

1 申告書を提出する必要のある方

令和8年1月1日現在、奄美市内に居住している方。

(ただし、下記の「市民税・県民税の申告が不要な方」を除きます)

※令和7年中に収入が全くなかった方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童手当・保育料・公営住宅家賃算定などの基礎資料となりますので、必ず申告してください。

2 市民税・県民税の申告が不要な方

○所得税の確定申告書を税務署に提出する方。

○1箇所からの給与収入のみで勤務先から市に令和6年度給与支払報告書が提出されている方。
(提出の有無は勤務先に確認してください)

○公的年金収入のみで、下記に該当する方。

(ただし、公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が1千万円を超える方を除きます。)

・65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)で公的年金収入が148万円以下の方。

・65歳未満(昭和36年1月2日以後生まれ)で公的年金収入が98万円以下の方。

3 申告書の提出期限 …… 令和8年3月16日(月)

4 申告の方法

○収入のある方

・申告会場で申告される方は、必要書類をお持ちいただき申告会場にお越しください。

(令和8年度市県民税及び国民健康保険税申告受付日程表をご覧ください)

・郵送で申告される方は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。
(申告書及び収支内訳書は奄美市ホームページからダウンロードされるか、税務課までご連絡ください。)

○収入のない方

・奄美市だより2月号に「無収入・非課税収入申告書」を掲載しておりますので、こちらを記入されて郵送で送って頂くか、名瀬支所税務課の⑤、⑥番窓口の申告書受付ボックスに投函してください。

※設置期間: 令和8年2月3日(月)～令和8年3月16日(月)

※申告の日程等は、奄美市だより(2月号)及び市ホームページ、LINE等でご案内しています。

日程をご確認の上、指定の会場にて申告をお願いいたします。

令和6年度より案内はがきは送付しておりませんので、上記媒体にてご確認ください。

5 申告する際に必要なもの

・すべての方…本人確認書類、マイナンバーカード

・昨年中に収入があった方…令和7年分の源泉徴収票または収入のわかる書類

(収入が事業・家賃・地代等の方は、収支内訳書及び収入金額・必要金額がわかる書類)

・所得控除等を受ける方…以下の証明書等

令和6年中に支払った額の領収書や証明書

(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除等)

障害者控除…身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、

市で交付する認定書(介護保険の障害者控除対象者認定書)など

※医療費控除の適用を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

年間の医療費支払額等を事前に集計し、明細書を作成されてください。

6 市民税・県民税の計算方法 ※分離課税所得がある方は、計算方法が異なります。

総所得金額	所得控除額	=	課税総所得金額	×	所市 所得 割 民 税 率 税	=	所市 所得 民 税 割 算 額 出	-	調整 控 除 額	=	税 額 控 除	=	所市 所得 民 税 割 額 税	-	控 配 除 当 額 割 等 額	+	均 市 等 民 割 額 税	=	市 民 税 額	→	年 税 額
総所得金額	所得控除額	=	課税総所得金額	×	所県 所得 割 民 税 率 税	=	所県 所得 民 税 割 算 額 出	-	調整 控 除 額	=	税 額 控 除	=	所県 所得 民 税 割 額 税	-	控 配 除 当 額 割 等 額	+	均 県 等 民 割 額 税	=	県 民 税 額	→	年 税 額
均等割と森林環境税																					
市民税	3,000円																				
県民税	1,500円 <small>※うち500円はみんなの森づくり県民税</small>																				
森林環境税	1,000円																				
所得割税率																					
市民税	6%																				
県民税	4%																				

※令和6年度より、個人住民税均等割の枠組みを用いて、森林環境税(国税)が徴収されます。

○給与所得速算表

収入	所得
～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,900,000円	収入-650,000円
1,900,001円 ～ 3,599,999円	収入を4で割って千円未満切捨て(算出金額A) $A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000円 ～ 6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円 ～	収入 $- 1,950,000$ 円

○公的年金所得速算 ※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金、増加恩給は、非課税所得になります。

S36.1.2以降生まれの人	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額			
	共通計算式	1千万円以下対象者控除額	1千万円超2千万円以下対象者控除額	2千万円超対象者控除額
公的年金等収入	収入	- 600,000	- 500,000	- 400,000
～ 1,300,000	収入 $\times 75\%$	- 275,000	- 175,000	- 75,000
1,300,001 ～ 4,100,000	収入 $\times 85\%$	- 685,000	- 585,000	- 485,000
4,100,001 ～ 7,700,000	収入 $\times 95\%$	- 1,455,000	- 1,355,000	- 1,255,000
7,700,001 ～ 10,000,000	収入	- 1,955,000	- 1,855,000	- 1,755,000
10,000,001 ～	収入	- 1,955,000	- 1,855,000	- 1,755,000

S36.1.1以前生まれの人	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額			
	共通計算式	1千万円以下対象者控除額	1千万円超2千万円以下対象者控除額	2千万円超対象者控除額
公的年金等収入	収入	- 1,100,000	- 1,000,000	- 900,000
～ 3,300,000	収入 $\times 75\%$	- 275,000	- 175,000	- 75,000
3,300,001 ～ 4,100,000	収入 $\times 85\%$	- 685,000	- 585,000	- 485,000
4,100,001 ～ 7,700,000	収入 $\times 95\%$	- 1,455,000	- 1,355,000	- 1,255,000
7,700,001 ～ 10,000,000	収入	- 1,955,000	- 1,855,000	- 1,755,000
10,000,001 ～	収入	- 1,955,000	- 1,855,000	- 1,755,000

○寄付金税額控除

寄付先	控除額(所得割額からの税額控除)
都道府県・市町村・特別区(ふるさと納税)	①と②の合計額を市民税・県民税所得割額から税額控除 ①(寄付金-2,000円) $\times 10\%$ ②(寄付金-2,000円) $\times (90\% - (\text{所得税の限界税率}) \times 1.021)$ ※②は個人住民税の調整控除後の所得割額の2割が限度
鹿児島県共同募金会・日本赤十字社鹿児島県支部(政令で定めるもの)	(寄付金-2,000円) $\times 10\%$ の額を市民税・県民税所得割額から税額控除
鹿児島県条例で指定	(寄付金-2,000円) $\times 4\%$ の額を県民税所得割額から税額控除
奄美市条例で指定	(寄付金-2,000円) $\times 6\%$ の額を市民税所得割額から税額控除

○住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン控除の適用を受けている方は、次の①又は②のいずれか小さい額を市民税所得割額から税額控除できます。なお、いずれも97,500円が上限となります。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等の額 $\times 5\%$

【H26.4.1～R3.12.31の期間に入居した方】
上記のうち、「5%」を「7%」、「97,500円」を「136,500円」と読み替えて計算してください。
※地方税法附則第61条の規定の適用がある場合はR4.12.31までに入居した方が対象となります。

○上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る税率

市民税	市民税3% 県民税2% (H27年度より軽減税率は廃止)
所得税	15% (H27年度より軽減税率は廃止)

【別表】配偶者特別控除額速算表

配偶者の合計所得金額	↓納税義務者の合計所得金額↓				※配偶者特別控除は、申告する方の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円未満である場合に対象となります。(申告する方の合計所得金額と配偶者の合計所得金額により控除額が変わりますので、給与収入の場合と公的年金収入の場合は、上記速算表を参照のうえ合計所得金額を計算してください。)
	控除額(900万円以下)	控除額(950万円超950万円以下)	控除額(1,000万円以下)	控除額(1,000万円超)	
480,001円 ～ 950,000円	33万円	22万円	11万円	※控除摘要なし	
950,001円 ～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円		
1,000,001円 ～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円		
1,050,001円 ～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円		
1,100,001円 ～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円		
1,150,001円 ～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円		
1,200,001円 ～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円		
1,250,001円 ～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円		
1,300,001円 ～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円		
1,330,001円 ～	※控除摘要なし				

○所得控除一覧表(人的控除)

控除の種類等			控除額(住民税)	所得税との差額
配偶者控除	一般	900万円以下	33万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	4万円
	老人(昭和31年1月1日以前生)	950万円超1,000万円以下	11万円	2万円
		900万円以下	38万円	10万円
配偶者特別控除	900万円超950万円以下	26万円	6万円	
	950万円超1,000万円以下	13万円	3万円	
人的控除	配偶者特別控除		別表参照	
	一般	16歳～18歳(平成19年1月2日～平成22年1月1日)	33万円	5万円
		23歳～69歳(昭和31年1月2日～平成15年1月1日)	別表参照	
	特定	19歳～22歳(平成15年1月2日～平成19年1月1日)	別表参照	
	老人	70歳以上(昭和31年1月1日以前)	38万円	10万円
	同居老親等	老人で同居する申告者または配偶者の直系尊属	45万円	13万円
	障害者控除	普通障害	26万円	1万円
		特別障害	30万円	10万円
		同居特別障害	53万円	22万円
	寡婦・勤労学生控除		26万円	1万円
ひとり親控除		30万円	5万円	
基礎控除	納税義務者の合計所得金額※2,500万円超は適用なし	2,400万円以下	43万円	5万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	3万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	1万円

※非課税の算定基準や寡婦(夫)控除の判定、障害者控除などについては16歳未満の扶養親族も対象となります。

○所得控除一覧表(人的控除以外)

雑損控除	損害金額-保険等で補填される金額=差引損失額	控除額は下記①②のいずれか多い金額	
	① 差引損失額-総所得金額等の合計額 $\times 10\%$ ② 差引損失額のうち災害関連支出金額-5万円		
医療費控除	控除額 = (支払医療費総額) - (保険等で補填される金額) - (10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額) [限度額200万円]	セルフメディケーション税制(通常医療費控除と併用不可、限度額88,000円)	
	控除額 = (OTC薬品の総額) - (保険等で補填される金額) - 12,000円		
社会保険料控除	支払額全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払額全額		
人的控除以外の所得控除	新契約(平成24年1月1日以下に締結・更新した保険契約)	～ 12,000円	支払保険料等の金額
		12,001円 ～ 32,000円	支払保険料等 $\times 1/2 + 6,000$ 円
		32,001円 ～ 56,000円	支払保険料等 $\times 1/4 + 14,000$ 円
	旧契約(平成23年12月31日までに締結した保険契約)	～ 15,000円	支払保険料等の全額
		15,001円 ～ 40,000円	支払保険料等 $\times 1/2 + 7,500$ 円
		40,001円 ～ 70,000円	支払保険料等 $\times 1/4 + 17,500$ 円
一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新・旧両方の契約で控除の適用を受ける場合の適用限度額は、それぞれ28,000円。なお、生命保険料控除の適用限度額は7万円です。			
地震保険料控除	～ 50,000円	支払った保険料 $\times 1/2$	
	50,001円 ～	限度額 25,000円	
	～ 5,000円	支払額全額	
	5,001円 ～ 15,000円	支払った保険料 $\times 1/2 + 2,500$ 円	
旧長期損害保険料	～ 15,000円	限度額 10,000円	
	15,001円 ～	限度額 25,000円	

○調整控除

所得計課税	200万円以下の方	①と②のいずれか小さい額 $\times 5\%$ (市民税3%、県民税2%) ①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額
	200万円超の方	{上記の① - (上記の② - 200万円)} $\times 5\%$ (市民税3%、県民税2%) ただし、この額が市民税1,500円未満、県民税1,000円未満の場合は、市民税1,500円、県民税1,000円となります。

※人的控除額の差の合計額については、「所得控除一覧表」「配偶者特別控除速算表」の「所得税との差額」欄により、合計額を求めます。

○配当控除

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%